

熊谷市スポーツ・文化条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

熊谷市教育委員会



熊谷市教育委員会

教育長

渋谷昌美

熊谷市教育委員会規則第 6 号

(別紙)

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成２５年教育委員会規則
第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

大型冷風機	１台	５００円	
-------	----	------	--

附 則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。